

平成 27 年度第3回向日市男女共同参画審議会会議録

- 1 日時 平成 28 年 1 月 21 日 (木) 午後 4 時～午後 6 時
 - 2 場所 向日市役所 大会議室
 - 3 出席者 竹井委員・大東委員・梅本委員・清水委員・高山委員・松本委員・宮川委員・森田委員
 - 4 傍聴者 1 名
 - 5 議題 (1) 第 2 次向日市男女共同参画プラン改訂版 (素案) について
(2) 市民意見交換会 (ワークショップ) の概要について
(3) 第 2 次向日市男女共同参画プラン改訂版 (素案) についてのパブリックコメントについて
 - 6 会議資料
 - ・資料 1 第 2 次向日市男女共同参画プラン改訂版 (素案)
 - ・資料 2 プラン改訂のためのワークショップ (市民意見交換会) チラシ
 - ・資料 3 第 2 次向日市男女共同参画プラン改訂版 (素案) についてのパブリックコメントについて
 - ・資料 4 KYO のあけぼのプラン (第 3 次) — 京都府男女共同参画計画 — 施策見直し (中間案)
-

議事 (要約)

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - (事務局) 配付資料はそろっているか。(確認)
 - (会長) 傍聴について確認する。
 - (事務局) 希望者 1 名
 - (会長) 傍聴を許可してよろしいか。
— (異議なしの声) —
 - (会長) 傍聴を許可する。
 - (1) 第 2 次向日市男女共同参画プラン改訂版 (素案) について
 - (会長) 第 2 次向日市男女共同参画プラン改訂版 (素案) について、説明をお願いします。
 - (事務局) 資料 1 について説明。
資料 1 : 改訂版の第 1 章「計画改訂にあたって」、第 2 章「市の現状と課題」、第 3 章「計画の基本的事項」、第 4 章「具体的施策」、第 5 章「計画の推進」について。
 - (会長) 今の説明内容について質問等はないか。非常に内容が多岐に渡るため、第 1 章から第 3 章までの基本的事項と、第 4 章の具体的施策を分けて審議した方が良いと考えるため、まずは第 1 章から第 3 章までについて、お気づきの点などがあれば、ご意見等をお伺いしたい。
 - (委員) 36 頁、重点的な施策の表記であるが、軸がないので、左上から順番に重点番号を並べた方が良いのではないか。

- (会長) 縦軸・横軸が書いてあれば、時計回りに番号を並べても構わないかも知れないが、確かにこれは見づらい。以前も同様に時計回りの並び方であったようだが。
- (事務局) それでは、左上、右上、左下、右下の順序に変更しておく。
- (会長) 現行プランには太陽のイラストが真ん中にあり、吹き出しのかたちで重点項目が書かれているが、重点項目は必ずしも真ん中に寄せる必要はない。むしろ上に配置し、その下に説明文を持ってきた方が見やすいのではないか。
- (委員) それは私も思っていた。要約が上の方が見やすい。
- (会長) あと、全体に渡って使われている「固定的な性別役割分担意識」という言葉がすごく長い。「分担」は入れなくて良いのではないか。つまり、分担の場面でなくても、性別に役割がついてくる場合もある。確かに、「男性が仕事、女性が家庭」と言う時は、分担していると言える。しかし、必ずしも分担している時ばかりではない。
- 「性別役割意識」でも意味は通じるし、漢字が減った方が見やすい。
- それから、32頁に記載されている基本理念2「社会における制度又は慣行について」は、少し変更がかけられているが、私も前回の審議会ですごく発言したところなので、関心がある部分。元々は、条例第3条にある言葉を入れていたということだが、この基本理念は必ずしも条例に記載されているとおりにする必要はないので、基本施策2の言葉と対応させて、「社会制度・慣行の見直し」でも良いと思う。また、説明文については、もってまわった言い回し。やっぱり「影響を及ぼさないように」とかよりも、「阻害」とストレートに表現した方が分かりやすい。理念なので、「配慮」ではなく、もっとストレートにするべき。
- 暫定的に書き直してみたが「個人の活動の自由な選択を阻害するような社会制度や慣行の見直しを進めます。」とかはどうか。ポジティブに「進めます」にしたら良いと思う。「見直します」が強すぎるということなら、「見直しを進めます」くらいにすると、やわらかさも出せると思う。「配慮が求められます」では、誰が求めているのかすごく不明。やはり、阻害する要因をなくしましょうという風な文章が良いのでは。伝わる内容は分かりやすいものにしていく方が良い。条例は、短い文章の中にギュッと中身が詰まっており、よく考えられていると思うので、それを上手く活かした言い回しにした方が良いと思った。
- (会長) 新設の基本施策5「男性にとっての男女共同参画」が、基本課題5の「働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランス」の中にあるが、男性にとっての男女共同参画は働く場だけではないと思う。例えば、健康なくらしと安心な子育て・介護も、男性に当てはまるのではないか。あまり、「働く＝男性」になってしまうのもどうか。
- (事務局) ワーク・ライフ・バランスを推進するとも記載しており、働く場に限定しているわけではない。男性の家庭生活の部分も含んでいる。どちらかといえば、「男性にとっての男女共同参画」は、ワーク・ライフ・バランスの方にかかっている。
- (委員) それであれば、テーマが良くない。「働く場における男女共同参画」で一旦区切る必要がある。
- (事務局) 「ワーク・ライフ・バランス」という基本課題を新設しようかとも悩んだが、改訂なので、あまり増やすことは避けた。

- (委員) ただ、第4次の国の施策のところでは、特に男性の働き方についての問題点を重点的に考えて行く方向性になっていることと、やはり実際に男性の問題の中心的な部分を占めているものは「働き方」であり、働く時間が長いために男性が家庭をかえりみなくなる、長時間労働は良い事だと思っている、といった男性がいる現状なので、男性の働き方の見直しを重点的に取り組む方向でも良いのではと思う。
- (会長) なるほど、働き方を変えることが、ワーク・ライフ・バランスにつながり、連動するわけである。
- (委員) 現行のプランを見ている、基本施策 19 の取組方針に「男性の働き方を見直す」と書かれている。そこからも、男性の働き方の問題、男性にとって「働く」とはどういったことなのか、人によってあまり多様化していないという点が、大きな問題点だと感じるので、そこを重点的に進めるということでも良いと思う。
- (会長) では、このままで良いと思われる。
- (事務局) 先ほどの追加であるが、資料 1 の 89 頁、基本施策 21 「生活上の困難に直面する男女への支援」の部分が、現行プランではひとり親家庭への支援となっていたが、改訂案では高齢者や障がい者も支援の対象としている。また、施策番号 94 については、ひとり親家庭の後に、「などの生活上困難に直面する世帯」と追記している。
- (会長) この部分は、どういうところが男女共同参画なのか。弱者への支援ということはよく分かる。以前はひとり親と言えばシングルマザーで、併せて今ではシングルファザーも困難であるということもよく分かるのだが、基本施策 21 が包括的すぎて、どういったあたりが男女共同参画という視点の切り口なのかがよく分からない。
- (事務局) 高齢者の貧困のグラフが 17 頁の図表 14 にあるが、65 歳以降は、女性の方が貧困に陥りやすいというデータが出ていたので、そのあたりの支援施策を取り入れている。
- (会長) 87 頁にも女性の貧困を示す図表が載っている。
- (委員) 現行プランには高齢女性が安定した生活を送ることができるよう考えられた施策があったが、改訂版でそれがなくなってしまった。どこにいったのか。
- (事務局) 見えにくくなっている。
- (会長) 現行では、若年期から年金加入の啓発といった施策で、つまり恐らく専業主婦のように独自の年金を納めることをしなかった人たちが対象であったのだろうか。
- (事務局) 以前は市民課で年金の加入啓発をするといった施策であった。実際は男女ともに年金の加入は必要。
- (会長) 女性のひとり親の困窮度がより高かったり、女性の高齢者の方が貧困に陥りやすい現状ではあるが、しかし女性には限らないというところが、本当に難しいところ。もちろん男性のひとり親や高齢者でも、生活に困窮している方はいるわけなので、これがなぜ男女共同参画なのかといったところにつなげることは、本当に難しい。
- DVも同じことが言える。女性が被害者ということを前提に、こういったプランなどが作られているが、実際は同性愛者間のDVもあれば、女性から男性へのDVもあるので、男性から女性へのDVだけでは語れないところがある。
- 男女平等の意識を広めましょうという取り組みは単純であるが、特定の支援をするとすると、単に経済的な支援をするだけではどうなのか。

あるいは、国際交流や平和活動についても同じことで、男女共同参画と結びつけることは難しい。本来、例えば国の男女共同参画基本法に出てくるものでは、国際的な男女共同参画ということから、女子差別撤廃条約と協調しましょうということにつながる。しかし、資料1の45頁に記載されている内容は、姉妹都市と仲良くしましょうといった内容。そういうことではないと思う。取組内容も、国際交流活動をしたということが挙げられているので、意味が少しずれている気がする。

(事務局) それでは、基本施策21の92番の内容を修正した方が分かりやすいか。

(会長) 現行プランは確かに高齢の女性に対してこうしましょうと具体的に記載されていたが、改訂案では、情報提供と自立支援という内容で、男女共同参画との関係性が薄れている。翌年度の進捗状況調査の時に困ると思う。確かに情報提供をしたかどうかの評価はできるが、どんなふうに男女共同参画の推進に役に立ったのかという点では、評価が難しい内容。

(委員) それもあるが、担当課が具体的な事業を挙げてきている点について、それは一体どういう風に男女共同参画に関わっていると考えて挙げてきているのか、前から言っているが、よく分からない部分がある。せつかくの改訂の機会なので、今一度担当各課に再確認する必要があるのではないか。

(事務局) 本日の会議が終了し、修正をかけた後、庁内推進会議を開く予定をしているので、そこでヒアリングのようなものを実施したいと思う。

(委員) よろしく願います。

(会長) 女性特有の困難や、男性特有の困難を見つけ出し、それに合わせた支援をするとか、例えばハローワークにしても、女性の方がこういう時に職探しで不利な点があるとか、ひとり親家庭が公営住宅に入る時に、シングルマザーはすぐ入れるのにシングルファザーは入りにくいとか、そういった男女の差によって不利益を被っている場面があるかどうかを調べて、それを無くしていくということであれば、それは男女共同参画に関わると思う。だが、支援を行うだけであれば、それは福祉なり生涯学習の要素だけになってしまうので、やはりここは男であるから、女であるからといった条件で不利なことがないように、受けられるサービスに差がないようにすることが大事ではないか。

そういう面で見ると、84頁の基本施策19「介護環境の充実」も、取組方針には「家族介護者の多くが女性であり、多様なライフスタイルの実現を困難にしているという現状」があり、女性の多くが介護の従事者になって大変だといった内容が書かれているので、具体的施策にもこれと関連づけるようなことを入れてみてはどうか。

ただ、今は男性も介護が大変という例があり、介護のために離職するなどが話題になっているので、そうなると、男女ともに介護が負担となって多様なライフスタイルの実現が困難になってしまわないような施策が必要なのかも知れない。しかし、この施策の内容だけ見ると、介護問題のみしか見えて来ないので、介護問題の中にどのように男女共同参画の視点が取り込まれているのかということがもっと分かりやすく書かれていれば、この基本施策を設けた意味も見えてくると思う。

(委員) 先ほども出たが、45頁の施策15と16は、事業としてはすべきことだと思うが、何

故ここにあるのかよく分からない。現行プランから踏襲されているが、よくよく考えると、どうして広島記念式典に行くことが男女共同参画になるのだろうか。もっと「男女を派遣する」とかにすれば何とか理屈はつくかと思うが、このままではやはり何故ここにあるのかと思ってしまう。

(会長) この中では、施策 13 は「諸外国の男女共同参画に関する情報を積極的に収集し、提供する」とあるし、施策 14 についてもそれぞれの文化の中で男女のあり方を学ぶことができると思うが、それ以外の施策は、単に「平和」や「国際交流」という言葉を出されても、男女共同参画の事業とはとても言い難い。先ほど委員が言ったように、もうひと工夫付け加えないと難しい。

(委員) 結局、男女共同参画の根幹に人権があるので、そういう意味では、人権の要素が入っていても違和感がない。

(会長) 確かに、人権が男女共同参画の根本にあることは間違いないが、人権＝男女共同参画かと言えば、どうなのか。人権と男女共同参画を同じにして、平和と人権のつどいに男性だけが出演するようなことがあれば意味がないわけなので、そんなことはしていないということを示す何かがあるところ。

(委員) 例えば平和記念式典に行く際、参加するだけではなく、資料館を見学したり、現地の人たちと交流を持ったりもしているのか。

(事務局) 資料館を見学したりしている。

(委員) そういったところで、戦争が、特に女性に対してどのような攻撃を与えたのかといったところも学習してくるという意味であれば、この施策 16 も意味がある。また、施策 11 についても、「男女共同参画に関する国際交流活動」とすれば、単なる国際交流ではなくなるし、担当課も何かそれなりの実施施策を考えるのではないか。

やはり、「男女共同参画」の要素を具体的施策の中に盛り込んでいかないと、担当課には伝わらない。策定している側からすれば、取組方針にも明記しており、男女共同参画に基づいた施策を実施するのは当然と思っているが、担当課からはそうは見えなかったりする。具体的な施策に盛り込んでいく方が良いと思う。施策 12 にしても、友好都市での男女共同参画に関する活動の相互交流をするなどにしてはどうか。

(会長) 国際理解教育のこの「理解」の中に、友好都市のある国の中ではどういう風に男女の地位が違うのかといった学びが入っていれば良い。サラトガ市との交流はずっと続いていると思うが、単に派遣し、訪問しただけではなく、そこでやはり学んでくる内容のひとつにそれを含めるようにしたら良いと思う。

(委員) 毎回、進捗状況調査の評価が「行った」「講演会を開催した」といった内容で、評価 A とかになっている。

(会長) 行って終わりなら、施策にするまでではない。推進するという目的から言うと、「派遣した」「実施した」だけでは足りず、その中にちゃんと盛り込んで欲しいと思う。

(事務局) では 45 頁も全体的にも、ただ担当課が実施している事業を羅列するのではなく、男女共同参画を盛り込んで絡ませるということで、再度見直しをかせいでいただく。

(会長) お願いする。では、まだ意見が出てくるかも知れないが、時間の都合上、先に次の議題に移りたい。事務局から説明をお願いする。

(2) 市民意見交換会（ワークショップ）の概要について

- (事務局) 資料2について説明。
資料2：市民意見交換会開催の目的、内容、日時、定員、広報等について。
- (会長) 今の説明内容について、質問等はないか。
内容は5年前と同様を考えておられるのか。
- (事務局) その通りである。いくつかのグループに分け、基本目標に応じたキーワードを提供した上で、ファシリテーターを進行役にしてグループ内で意見を出し合ってもらっていただく予定。基本目標以外に関する意見も幅広く受け入れたいと思っている。
- (委員) 会長が講師を務めるとのことだが、どのような事を話していただくのか。
- (事務局) プラン改訂版について、要点を簡単にご説明いただきたいと思っている。
- (会長) 拠点施設についての質問が出た場合はどのようにすれば良いか。
- (事務局) 例えばどういった機能が良いかなど意見があれば、出していただきたいと思う。
- (委員) 具体的な方向性はある程度決まっているのか。
- (事務局) 具体的なことはまだ何も決まっていないが、市長の方針に沿って考えていこうとしている段階。
- (会長) 市民からの要望がたくさん出れば、市長ももっと本気で取り組んでくれるのではないかと思う。やはりニーズがないと、進めにくいところはある。
- (事務局) 市長も本腰を入れて考えておられるが、意見もたくさんいただければと思う。
- (会長) 参加希望者の中には男性もおられるのか。
- (事務局) おられる。
- (会長) では次の議題に移りたい。事務局から説明をお願いします。

(3) 第2次向日市男女共同参画プラン改訂版（素案）についてのパブリックコメントについて

- (事務局) 資料3について説明。
資料3：パブリックコメントの期間、公開資料、公開方法等について
- (会長) 今の説明内容について、質問等はないか。
- (事務局) ちなみに、パブリックコメントにおいて意見が出た場合は、第4回会議の開催時にお示しできればと考えている。第4回会議において、どの意見を反映させるかといったことは、皆さままでご審議いただきたいと考えているので、ご協力をお願いします。
- (会長) では、そろそろ今回の審議会を終了し、次回の日程について。
- (委員) その前に良いか。
最近、性的マイノリティの人に対しての様々な条例策定やサポートなどがされており、特に渋谷区や世田谷区などでも男女共同参画の計画の中に盛り込むというかたちで取り組まれているが、本市のプランの中には、性的マイノリティでない人たちへの啓発はあるが、当事者へのサポートといった内容は盛り込まれていない。例えば、資料1の81頁、基本施策17に「生涯にわたる女性の健康支援」とあり、健康推進課が様々な健康に関するサポートを実施しているが、ここに性的マイノリティへの健康増進に関する事業を盛り込めないものか。

- (会長) それこそ、もっと進めれば、同性の結婚に相等するような証明書を発行するとか、そういったことも本当であれば、市としてできるはず。
- (委員) そういった、健康に関連しないことであれば、基本施策 16「あらゆる人の社会参加の推進」の中に盛り込むことができる。
- (会長) 最初(31頁)のところ、「すべての市民一人ひとりの人権が尊重され」という言い方をしているので、当然性的マイノリティの人権も入ってくる。そういう人たちにとっての情報をこちらで調べ、提供し、健康問題であれば、どの機関が性的マイノリティも対象に診てくれるかとか、そういう情報の収集・提供も必要ではないか。確かに昨年の6月の本市講演会で、その当事者である講師の方が、「普通に健康診断を受けようと思っても、毎日のようにホルモン剤を飲んでいるので、そういう条件の元での健康については、普通の医者では分からない」と言っておられた。
- (委員) だからこそ、健康増進の面から、そういったサポートを考えていただきたい。
- (会長) 今回の改訂案に盛り込むのは厳しいかも知れない。次の新プラン策定までには考えていただきたい。恐らく今、国でも啓発という部分にはすごく力を入れているところなので、次の段階でももう少し変わってくる可能性はあるのではないか。
- (委員) 与野党ともにワーキンググループを立ち上げているので、可能性はある。
- (事務局) では、今の意見を受けて、健康推進課と協議したいと思う。基本施策 17 のタイトルが「生涯にわたる女性の健康支援」となっている点についてはどうさせていただくのが良いか。
- (委員) 中心となるのは確かに女性の健康支援だが、それだけに留まらないかたちで、性的マイノリティも含むことは可能なのではないか。
- (会長) 同頁の取組方針には、「性差を踏まえた生活習慣予防や心の健康保持」とも記載されており、女性だけを言及していない部分もある。
- (委員) そうすると、施策 68 の保健サービス等のあたりに含められそうである。
- (会長) あと、施策 67 も、心とからだの相談体制ということなので、含められるのではないか。また、施策 66 の教育の部分にも、性と生殖に関する知識だけではなく、性的マイノリティに関することもひと言入れてもらっても良いのではないか。つまり、施策 66、67、68 に付け加えるだけで、性的マイノリティを含んだ項目にできそうな気がする。
- (委員) 実際には健康推進課の方で、どのような方法で実施ができるかを考えていただければ良いのではないか。せっかく昨年6月に当事者のお話を聞く機会があったので。
- (会長) そうである。そのお話の中に、たくさん具体的な例があげられていた。この市でそのような講演会を実施した以上は、さっそく取り組んでいただければと思う。
- (委員) やはりまだまだそういった言葉を知らない人たちがおられるので、言葉の説明書きが必要ではないか。
- (事務局) キャプションで挿入するということか。
- (委員) 性的マイノリティという風に入れるのか、LGBTという風に入れるのか、いずれにしても新しく出てきた言葉なので、市民の方たちにはまだ馴染みのない用語だと思う。
- (会長) 確かに、その説明を入れることは良いと思う。
- (事務局) 基本施策 1、43 頁の具体的施策にLGBTの言葉をいれようかと迷ったところがある。

それでは、その下に、キャプションとして挿入することで良いか。

- (委員) 最初に出てきている部分でも良いのではないか。
- (会長) それでも良い。同頁の具体的施策1に性的マイノリティという言葉があるので、そこにキャプションを挿入し、その説明の中にLGBTの言葉を入れるなりして、どういう人を性的マイノリティと呼ぶかの定義のようなものを入れても良いと思う。
- (委員) 70頁の基本施策14「男性にとっての男女共同参画」と88頁の基本施策20「子どもにとっての男女共同参画」は、元々ひとつの基本施策であったものを分けたとのこと。70頁の具体的施策55は「男性のための相談に関する情報提供を行う」とあるが、どういう意味か。私は以前に、男性がDVをおこすのは、長時間労働なども含めて社会の中での困難がたくさんあるからだと思うので、男性の悩み相談が必要であると発言しており、恐らくそこから出された施策だとは思いますが、具体的には誰に情報提供するのか。悩んでいる本人か。
- (事務局) 「男性のための相談を実施する」ではなく、現在は京都府内では京都府、京都市、宇治市が男性のための相談を実施しているので、悩まれている方にその相談先をお伝えするかたち。
- (委員) もう少し具体的な方が良いのではないか。例えば、やはり相談体制をきちんと確立するとか、学習会を実施するなど。現行のKYOのあけぼのプランにおいては、男性が抱える課題に対する対応、相談や講座を実施していく方向の内容が書かれてあったが、やはりそのような具体的な内容が良いのではないか。
- (会長) 施策54の文末に「講座などを通じ意識啓発を図る」とあるので、色々な講座の中で、男性の悩みに関わるような講座というのも含めてもらうということでしょうか。つまり、施策54が啓発事業、施策55が相談事業となっている。相談事業の方は、自前の男性のための相談室がまだないと、専門家もまだ少ないのではないかと思うので、とりあえず現在実施している機関に案内するというのが今の段階。
- (委員) むこう5年間の計画が情報提供だけというのもどうかと思うので、「将来の男性のための相談機関設置を見据え、情報提供を行う」とかにしたらどうか。
- (委員) 前向きな感じが伝わる。
- (委員) 情報提供だけなら1、2年くらいでできそうな気がする。
- (会長) ただ、相談者は毎年のように新しく現れるだろうと考える。
- (委員) その中で、相談者がたくさんいることが明らかになれば、そこで予算を取って、相談体制をつくることもできる。「情報提供を実施する」だけでは、そこまで体制を整えなくても良いと考えてしまうのではないか。
- (会長) 今後5年間、「情報提供を実施する」という項目を新設することで、今後相談者が問い合わせしてきた件数を記録することはできる。
- (事務局) 現時点で、男性からの相談や電話問い合わせは、ここ2、3年全くない。秘書広報課では、困りごと相談を実施しているが、その相談件数の35%くらいは男性であり、男性の専門家が丁寧に対応されているときいている。
- (委員) 確かに、なかなか女性には相談しにくいことがある。男性相談に関する情報を収集した上で提供する方が良い。

- (会長) 「情報収集」を付け加えると良い。また、秘書広報課の困りごと相談とも、何らかのかたちで連携できれば良いのではないか。
- (委員) それでは、担当課のところに秘書広報課も入れておいて、「連携する」としてはどうか。
- (事務局) 承知した。
- (会長) 他にも意見はおありかと思うので、あれば約1週間後の1月27日くらいまでにメールもしくはファックス等で意見をいただければと思う。皆さまのご協力をお願いしたい。それでは事務局より、次回の審議会日程等について説明をお願いしたい。
- (事務局) 次回は3月23日もしくは25日を予定している。委員のご都合はいかがか。
- (委員) 何時からか。
- (事務局) 23日であれば午前9時30分からとなる。25日は午前10時もしくは午後2時からを考えている。
- (委員) 23日で不都合なし。
- (事務局) それでは23日の午前9時30分からでお願いしたい。場所は市役所大会議室となる。本日の会議録の公開については、概要版を作成し、審議会委員の確認を経て、概ね1か月以内に市ホームページにて公開を予定している。
- (会長) 以上をもって、第3回男女共同参画審議会を終了する。

以 上